

ガス導管事業者の託送収支の 事後評価について

第54回 料金制度専門会合
事務局提出資料

2024年2月19日



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

本日の議論内容

- これまでのガス導管事業者の託送収支の事後評価において、基準を超過した事業者の料金改定届出内容を確認した結果について御報告するとともに、これについて御意見をいただきたい。
- また、2020年度、2021年度、2022年度の事後評価において、値下げを行ってもなお想定単価と実績単価に大きな乖離が確認され、2023年4月1日にさらなる値下げを行った関西電力（堺地区・姫路地区）について、値下げ水準の妥当性について確認したため、これについて御意見をいただきたい。

1. 2022年度託送収支の事後評価等において、基準を超過した事業者等の料金改定届出内容の確認

2. 昨年度行われた料金改定届出内容の確認において、内容が妥当と言い切れないとされた事業者の、2023年度期中の実績確認

1. 2022年度託送収支事後評価のフォローアップについて

- ガス導管事業者の2022年度託送収支の事後評価においては、法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）を昨年11月の本専門会合において実施し、超過利潤累積額が一定水準を超過した、又は乖離率が-5%超過した事業者の抽出等を行った。
- 今般、昨年11月の本専門会合時に、議会未承認又は託送収支が未公表のためとして事後評価の確認を行っていなかった事業者について確認を行うとともに、今般、追加的な分析・評価として、法令に基づく事後評価において基準を超過し、すでに値下げ届出を行った会計年度1-12月事業者（2社）、および会計年度9-9月事業者（1社）について、料金改定の届出内容の確認を行う。

	2023年		2024年				2025年	
	11月（第50回会合）	12月	3月（今回）	3月		10月頃		2月頃
会計年度1-12月事業者	法令に基づく事後評価 以下の事業者の抽出、聴取・確認を実施 ・超過利潤累積額一定水準超過（ストック管理） ・乖離率-5%超過（フロー管理）	料金改定届出	追加的な分析・評価 基準超過の事業者の料金改定届出内容確認			追加的な分析・評価 料金値下げの内容が妥当と言い切れない事業者の2023年度期中の実績確認（該当あれば）		
会計年度4-3月事業者				料金改定届出		追加的な分析・評価 基準超過の事業者の料金改定届出内容確認		追加的な分析・評価 料金値下げの内容が妥当と言い切れない事業者の2023年度期中の実績確認（該当あれば）

11月の専門会合後に託送収支が明らかになった事業者について

- ガス導管事業者の2022年度託送収支の事後評価（ストック管理・フロー管理）を実施した昨年11月20日の本専門会合では、議会未承認のためとして東金市、習志野市、大津市、託送収支が未公表のためとして伊奈都市ガス、エネクルの事後評価の確認を行っていませんでした。
- 各事業者の状況は次ページ以降のとおり。

11月の専門会合後に託送収支が明らかになった事業者について（大津市）

＜大津市＞

- 専門会合後の11月24日に、近畿経済産業局から委員会事務局に対して大津市の2022年度託送収支の報告があり、事務局において確認したところ、超過利潤累積額が変更命令の発動基準となる一定水準額を超過していることが判明し、期日（2024年4月1日）までの値下げ届出を実施する予定であることを確認した。
- その上で、12月8日の本委員会において当該事実を確認し、このまま2024年4月1日までに料金改定の届出が行われない場合、託送供給約款の変更を命ずることが適当であると認められる旨、近畿経済産業局に回答している。
- その後、12月18日に値下げ届出が提出されたことを確認している。値下げ内容の確認は、2023年度事後評価と合わせて、10月以降の会合にて行う。

11月の専門会合後に託送収支が明らかになった事業者について（エネクル）

<エネクル>

- エネクル（旧堀川産業。沖山地区と宇都宮南部地区の2地区）は、2022年度託送収支の確認を行ったところ、2021年度託送収支において沖山地区において超過利潤累積額が一定水準を超過し、また、宇都宮南部地区において乖離率が-5%超過しており、いずれも2023年9月21日に値下げされていることを確認したため、今回、届出内容の確認を行う。（詳細は12ページ以降）

11月の専門会合後に託送収支が明らかになった事業者について（その他の事業者）

＜その他の事業者＞

- 東金市と習志野市、伊奈都市ガスについては、報告された託送収支を確認したところ基準を超過していないことを確認した。

事後評価において、基準を超過した事業者の料金改定届出内容の確認

- 託送収支の事後評価において基準を超えた事業者について、今般、料金改定届出を行った3社（うち1社については2地区）※の料金改定届出の内容等の確認を行ったため、その結果を報告させていただく。
- 3社（うち1社については2地区）のうち、エネクル（沖山地区）については、超過利潤累積額が一定水準を超過、館林ガス、山口合同ガス、エネクル（宇都宮南部地区）については、乖離率が-5%を超過していたものである。

※ 超過利潤累積額の基準を超えた等の事業者は、期日までに料金改定届出を行わない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長等の変更命令の対象となりうるところ、2023年9月21日が期日とされていた1社及び2024年1月1日が期日とされていた2社の確認を行った。

※ 11月会合において事後評価を行っていなかったエネクルを含め確認した。（経緯について7ページ参照）

（参考）確認対象事業者の概要

事業者名	一導／特導	創立	本店所在地	資本金	従業員数	供給区域	メーター取付数（需要家数）	新規参入
館林瓦斯	一導	1929年	群馬県館林市	4,958万円	22名	群馬県館林市	8,529個	有
山口合同ガス	一導	1915年	山口県下関市	4億8750万	437名	下関市、山陽小野田市、宇部市、山口市、防府市、周南市、下松市、光市	175,533個	無
エネクル	一導	1952年（※1）	埼玉県草加市	1億円	560名	群馬県富岡市・板倉町 栃木県宇都宮市、埼玉県白岡市・蓮田市	12,247個	無

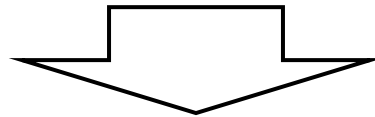
※1 株式会社エネクルの創立は2022年。堀川産業(株)より分社して承継。

※※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

料金改定届出の妥当性確認における全体像

【確認内容】

- 新料金における需要量と費用の想定が、過去３年度の実績及び直近年度実績見込みを踏まえた合理的なものとなっているかを確認する。具体的には以下のとおり。
 - ①．新料金における想定需要量が、過去３年度の需要量の実績や直近年度の需要量の実績見込みを考慮した数字となっているか
 - ②．新料金における想定費用が、過去３年度の費用の実績や直近年度の費用の実績見込みを考慮した数字となっているか
- ※ 新料金の平均単価＝新料金の想定費用／新料金の想定需要量



【対応案】

- 上記の確認の結果、今般の料金改定が不適當と考えられる事業者については、「2023年度の期中に、事業者自ら需要量や費用の状況を評価し、実績が想定と乖離している場合には、2024年度の事業開始までに合理的な値下げをすること。」を要請する。

新料金の改定率と託送収支における乖離率

- 料金改定届出を行った3社の託送収支における乖離率計算書の数値並びに新料金における平均単価及び料金改定率は以下のとおり。料金改定率は-8.1%～-22.0%の値下げとなっている。

事業者名	乖離率計算書			新料金	
	想定単価 (円/m ³) (A)	実績単価 (円/m ³) (B)	乖離率※1	平均単価 (円/m ³) (C) ※2	料金改定率※3
館林瓦斯	32.40	30.18	-6.85%	26.88	-17.0%
山口合同ガス	24.96	22.92	-8.17%	22.93	-8.1%
エネクル (沖山地区)	133.10	128.20	-3.68%	103.76	-22.0%
エネクル (宇都宮南部地区)	98.93	92.08	-6.92%	86.74	-12.3%

※1 乖離率 = $(B - A) / A \times 100$

※2 平均単価 = 新料金の想定費用 / 新料金の想定需要量

※3 料金改定率 = $(C - A) / A \times 100$

新料金における需要量の妥当性の確認

- 今般の料金改定を行った 3 社において、新料金における想定需要量が、過去 3 年間の需要量実績や今後の需要量見込みを考慮した数字となっているかを確認した。
- 新料金の需要量算出にかかる根拠の確認結果は次頁から掲載している。

事業者名	需要量（千m3）			
	料金改定前の 原価算定期間における想 定3年平均	2020～2022年度の実 績3年平均	2023年度の 実績見込み	新料金の 想定 3 年平均
館林瓦斯	30,392※1	34,706	35,248	37,161
山口合同ガス	278,624※1	319,379	320,757	325,666

※1 原価算定期間である2017年1月～2019年12月の数値の平均
※※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

事業者名	需要量（千m3）			
	料金改定前の 原価算定期間における想 定3年平均	2019～2021年度の 実績3年平均	2022年度の 実績見込み	新料金の 想定 3 年平均
エネクル (沖山地区)	217※1	217	206	206
エネクル (宇都宮南部地区)	1,334※1	1,372	1,291	1,292

※1 原価算定期間である2017年9月～2020年9月の数値の平均
※※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

新料金における需要量の妥当性の確認

- 今般の料金改定において、新料金における想定需要量が過去 3 年間の需要量実績や今後の需要量見込みよりも上がる 2 社について、要因を確認したところ以下の通りであった。（需要量が増加することで単価は下がる方向）

事業者名	需要量（千m3）				
	料金改定前の 原価算定期間 における想定3 年平均	2020～2022 年度の実績3 年平均	2023年度の 実績見込み	新料金の 想定 3 年平均	新料金の想定需要量が、過去3年間の 需要実績、実績見込みより高い理由
館林瓦斯	30,392※1	34,706	35,248	37,161	2023年末からの既存需要家の増量、 2024年、2025年、2026年ともに大 口需要家の新規が見込まれているため。
山口合同ガス	278,624※1	319,379	320,757	325,666	新規の大口顧客 1 件を獲得することが 見込まれているため。

※1 原価算定期間である2017年1月～2019年12月の数値の平均

※※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

新料金における需要量の妥当性の確認

- 今般の料金改定において、新料金における想定需要量が過去 3 年間の需要量実績や今後の需要量見込みよりも下がる 1 社（2地区）について、要因を確認したところ以下の通りであった。
（需要量が減少することで単価は上がる方向）

事業者名	需要量（千m3）				
	料金改定前の 原価算定期間 における想定3 年平均	2019～2021 年度の実績3 年平均	2022年度の 実績見込み	新料金の 想定 3 年平均	新料金の想定需要量が、過去3年間の 需要量実績よりも低い理由
エネクル （沖山地区）	217※1	217	206	206	平均使用量が年々減少していることを受け、過去3年平均ではなく、直近1年平均を採用して需要量を想定しているため。
エネクル （宇都宮南部 地区）	1,334※1	1,372	1,291	1,292	平均使用量が年々減少していることを受け、過去3年平均ではなく、直近1年平均を採用して需要量を想定しているため。

※1 原価算定期間である2017年9月～2020年9月の数値の平均

※※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

新料金における費用の妥当性の確認

- 今般の料金改定において、新料金における想定費用が適正に算定されているか確認を行った。
- 今回確認した 3 社については、いずれも**総括原価方式により原価を算定しているため**、届出上限値方式を採用する場合と比べてより**精緻に算定される方式**となっている。
- 各事業者の届出内容を確認したところ、館林瓦斯、エネクル（沖山地区、宇都宮南部地区）については費用の総額が過去の実績や実績見込みと比較して、低くなっていることを確認した。山口合同ガスについては過去 3 年間の費用実績と比較して高くなっているため、次頁にて詳細の確認を行った。

事業者名	費用（千円）			
	料金改定前の 原価算定期間における 想定3年平均	2020～2022年度の実 績3年平均	2023年度の 実績見込み	新料金の 想定3年平均
館林瓦斯	984,568※1	1,047,477	1,003,297	998,895
山口合同ガス	6,953,358※1	7,320,986	7,464,502	7,467,424

※1 原価算定期間である2017年1月～2019年12月の数値の平均

※※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

事業者名	費用（千円）			
	料金改定前の 原価算定期間における 想定3年平均	2019～2021年度の実 績3年平均	2022年度の 実績見込み	新料金の 想定3年平均
エネクル (沖山地区)	28,929※1	27,818	22,409	21,409
エネクル (宇都宮南部地区)	131,952※1	126,306	114,743	112,062

※1 原価算定期間である2017年9月～2020年9月の数値の平均

※※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

新料金における費用の妥当性の確認

- 今般の料金改定において、新料金における想定費用が過去3年間の実績と比較して上がる1社について、上がる要因を確認したところ以下の通りであった。

事業者名	費用（千円）				
	料金改定前の 原価算定期間 における想定 3年平均	2020～202 2年度の実績 3年平均	2023年度の 実績見込み	新料金の 想定3年 平均	新料金の想定費用が、過去3年間実績、実 績見込みより高い理由
山口合同ガス	6,953,358※1	7,320,986	7,464,502	7,467,424	2023年6月に幹線導管を取得しており、その 分の減価償却費を盛り込んだため想定3年 平均の費用が増加している。

※1 原価算定期間である2017年1月～2019年12月の数値の平均
※※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

今般の料金改定届出内容の確認結果（まとめ）

- 前頁までの確認結果を踏まえ、今般の料金値下げを行った事業者3社については不適当とは言いきれないと考えられる。

事業者名	乖離率計算書			新料金	
	想定単価 (円/m ³) (A)	実績単価 (円/m ³) (B)	乖離率※1	平均単価 (円/m ³) (C) ※2	料金改定率※3
館林瓦斯	32.40	30.18	-6.85%	26.88	-17.0%
山口合同ガス	24.96	22.92	-8.17%	22.93	-8.1%
エネクル (冲山地区)	133.10	128.20	-3.68%	103.76	-22.0%
エネクル (宇都宮南部地区)	98.93	92.08	-6.92%	86.74	-12.3%

※1 乖離率 = (B - A) / A × 100
※2 平均単価 = 新料金の想定費用 / 新料金の想定需要量
※3 料金改定率 = (C - A) / A × 100

今後の託送収支の事後評価について

- これまでガス託送収支の事後評価は、経済産業大臣及び各経済産業局長等から委員会に対する意見聴取を受けて、毎年11月頃に実施していた。
- 今回、11月の専門会合の時点では議会未承認又は託送収支が未公表の事業者があり、その事業者の中に変更命令の発動基準を超えている事業者が見られたことから、来年度以降の託送収支の事後評価においては、確認を行うタイミングを複数回設けることとしてはどうか。

1. 2022年度託送収支の事後評価等において、基準を超過した事業者等の料金改定届出内容の確認

2. 昨年度行われた料金改定届出内容の確認において、内容が妥当と言い切れないとされた事業者の、2023年度期中の実績確認

2. 2023年度に行われた料金値下げ届出内容の確認について

- ガス導管事業者の2020年度託送収支の事後評価において、関西電力（2地区）について、超過利潤累積額が一定水準を超過したことが確認された。
- これを受け、同社から2022年4月1日実施の料金改定の届出が提出されたが、第25回（2022年11月14日）、及び第37回（2023年3月3日）会合にて確認を行った結果、内容が妥当とはいき切れないとされた。
- これらの確認結果を踏まえ、同社からは再度2023年4月1日実施の料金改定の届出が提出されているところ、2023年度期中の実績確認を行う。

2021年		2022年		2023年		2024年
11月（第25回会合）		3月	11月（第25回会合）	3月（第37回会合）	3月	2月（今回）
法令に基づく事後評価 以下の事業者の抽出、 聴取・確認を実施 ・超過利潤累積額一定 水準超過（ストック管 理） ・乖離率-5%超過（フ ロー管理）		料金 改定 届出	追加的な分析・評価 基準超過事業者の料金改 定届出内容確認	追加的な分析・評価 基準超過事業者の料金 改定届出内容確認	料金 改定 届出	追加的な分析・評価 料金値下げの内容が妥 当といきれない事業 者の2023年度期中の 実績確認

関西電力（2地区）における値下げ

- 関西電力（堺地区・姫路地区）においては、2020年度、2021年度及び2022年度において、想定単価と実績単価の大きな乖離が確認されていたところ、2022年4月1日に行った料金値下げによって、経済産業局長からの変更命令の対象外となっていた。
- 他方、昨年度行った事後評価においては、2022年4月1日に行った料金値下げによっても、引き続き想定単価と実績単価の大きな乖離が見込まれることが明らかとなり、その後同社においては2023年4月1日にさらに値下げを行う方針が示された。
- 第37回会合（2023年3月3日）において、各地区における値下げ後の料金の妥当性について、今後実施する法令に基づく事後評価の中で確認を行うこととされた。
- 関西電力（堺地区・姫路地区）は、2023年4月1日に実際に値下げ届出を行ったところであるが、現時点で値下げ水準の妥当性を検証する十分なデータが同社から提出されていないため、今次会合ではなく、今後の会合において改めて確認を行うこととしたい。

関西電力の託送収支報告の誤りについて

- 関西電力の値下げ水準の妥当性を検証している中で、関西電力から、値下げ水準の妥当性の確認を行っていた2地区（堺地区・姫路地区）に南港地区を加えた全3地区において、2019年度～2022年度託送収支報告の誤りが見つかったとの報告があった。
- 関西電力によれば、約款に記載されている料金単価とは異なる単価で自社のガス小売部門との社内取引を行ったとして計算を行う誤りがあり、託送収支報告を誤ったとのことである。なお、当該3地区において、需要家は計5件であり、託送は自社託送のみである。
- 今般、同社から託送収支報告の修正の報告があったため、この修正後の2019年度～2022年度の託送収支について確認を行う。
- なお、同社がこうした形で託送収支を数年間にわたり誤って報告していたことについては、本委員会において別途対応を検討する。

関西電力は託送収支計算を行う過程で、 Sm^3 から Nm^3 に換算した上で料金計算を行うべきところ、この過程で計算を誤ったとしている。この結果、約款に記載されている料金単価よりも、高い料金単価で託送収支が計算されており、超過利潤が本来の計算よりも過大に報告されていた。

<参考>

Sm^3 (Standard m^3)	: 温度15℃、圧力102.306kPaの状態でのガスの体積	※関電社内で計量等に使っている単位
Nm^3 (Normal m^3)	: 温度0℃、圧力101.325kPaの状態でのガスの体積	※同社の約款に使われている単位
1 Nm^3 = 1.0448 Sm^3 となる。		

各年度における単位換算誤りの影響（営業収益について）

- 計算の誤りにより、約款の単価よりも高い料金単価での収支計算が行われていたため、これを再計算したところ、ガス導管事業の営業収益は減額となった。
- 次頁以降にてガス事後評価における費用等について分析を行っている。

関西電力（堺地区）	営業収益（千円）			
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
正しい単位換算による 営業収益	151,341	164,941	183,011	131,432
誤った単位換算による 営業収益	152,062	165,795	184,014	133,358

※※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

関西電力（姫路地区）	営業収益（千円）			
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
正しい単位換算による 営業収益	681,833	692,006	732,338	619,359
誤った単位換算による 営業収益	712,386	723,014	765,154	676,565

※※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

各年度における単位換算誤りの影響（費用について）

- 営業収益の減少に伴ってガス託送に係る法人税等が減額となることで、託送収支における費用についても減額となった。費用は関西電力社内で按分しているため、各地区における費用がそれぞれ減額となっている。
- なお、託送収支における費用の計算時に、事業者間精算収益を費用から減じることとなっており、関西電力（堺地区）ではこの事業者間精算収益が大きかったために費用がマイナスとなっている年がある。

関西電力（堺地区）	費用（千円）			
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
正しい単位換算による 費用実績	1,944	-7,568	-15,970	-19,201
誤った単位換算による 費用実績	2,154	-7,321	-15,753	-19,173

※※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

関西電力（姫路地区）	費用（千円）			
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
正しい単位換算による 費用実績	547,134	581,871	592,334	501,146
誤った単位換算による 費用実績	555,982	590,849	601,501	501,980

※※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

各年度における単位換算誤りの影響（2021年度事後評価について）

- ガス託送料金事後評価における単価は単価＝費用÷需要量で求められるところ、費用が減額となったため、単価についても減額となっている。
- 2021年度事後評価において確認した、想定単価と実質単価の乖離率については修正後も変わらず－5%を超過していた。
※乖離率が-5%を超過している場合、翌事業年度の開始の日までに料金の値下げ届出が行われなければ、所管の経済産業局長の変更命令の対象となりうる。

関西電力（堺地区）	乖離率計算書		
	想定単価 (円/m ³) (A)※ 1	実績単価 (円/m ³) (B)※ 2	乖離率※ 3
正しい単位換算による 単価比較	0.38	-0.09	-124%
誤った単位換算による 単価比較	0.38	-0.09	-124%

関西電力（姫路地区）	乖離率計算書		
	想定単価 (円/m ³) (A)※ 1	実績単価 (円/m ³) (B)※ 2	乖離率※ 3
正しい単位換算による 単価比較	3.63	2.88	-20.7%
誤った単位換算による 単価比較	3.63	2.92	-19.6%

※ 1 ※ 2 原価算定期間である2019年度～2021年度の想定単価

※ 2 2019年度～2021年度の実績単価

※ 3 乖離率＝ (B－A) ／ A × 100

(参考) 2022年度の確認結果を踏まえた対応方針

第37回料金制度専門会合（2023年3月3日）
資料3-1

- 今回、事業者より2023年度の事業開始までに、**総括原価方式により自主的に料金値下げを行う**との意向が示された。
- 料金値下げは届出制であり、2023年4月より値下げを行った料金が適用されるが、各地区における値下げ後の料金の妥当性については、今後実施する法令に基づく事後評価の中で確認を行うこととしたい。

事業者名	2022年度期中の値下げ予定	原価算定方式
関西電力（堺地区）	有	総括原価方式
関西電力（姫路地区）	有	総括原価方式

(参考) 2022年4月の料金改定の概要

(参考) 今般の料金改定届出内容の確認結果 (まとめ)

第25回料金制度専門会合 (2022年11月14日)
資料4より抜粋

- 前頁までの確認結果を踏まえ、1社 (2地区) については費用について論点があるが、当該論点が妥当とされる場合には、他の7社も含めて、いずれも妥当な想定であると考えられる。

※想定が妥当ではないと考えられる事業者については、以下を要請することとしてはどうか。

「2022年度の期中に、事業者自ら需要量や費用の状況を評価し、実績が想定と乖離している場合には、2023年度の事業開始までに合理的な値下げをすること。」

確認結果		事業者名	乖離率計算書			新料金	
需要	費用		想定単価 (円/㎡) (A)	実績単価 (円/㎡) (B)	乖離率 ※2	平均単価 (円/㎡) (C) ※1	料金改定率 ※3
-	-	釧路ガス	46.08	42.05	-8.7%	41.03	-10.96%
-	-	秋田県天然瓦斯輸送	13.09	12.38	-5.4%	12.80	-2.2%
-	-	東海ガス (焼津・藤枝・島田地区)	18.15	17.82	-1.9%	15.79	-13.0%
問題 なし	要確認	関西電力 (堺地区)	2.45	1.86	-24.1%	2.42	-1.0%
-	要確認	関西電力 (姫路地区)	3.63	2.92	-19.6%	3.60	-0.7%
-	-	四国電力	0.22	2.01	813.6%	0.09	-59.1%
-	-	久留米ガス	30.82	29.96	-2.8%	28.22	-8.4%
-	-	九州ガス	52.14	49.86	-4.4%	36.23	-30.5%
-	-	大分ガス	46.97	43.52	-7.3%	26.16	-44.3%

※1 平均単価 = 新料金の想定費用 / 新料金の想定需要量

※2 乖離率 = (B - A) / A

※3 料金改定率 = (C - A) / A

(参考) 2022年4月の料金改定における費用の確認

②-1. 新料金における費用の確認

第25回料金制度専門会合（2022年11月14日）
資料4

- 今般の料金改定において、新料金における想定費用が適正に算定されているか確認を行った。
- 今回確認した8社（うち1社においては2地区）については、いずれも総括原価方式により原価を算定しているため、届出上限値方式を採用する場合と比べて、より精緻に算定されたと考えられる。
- 他方で、うち1社（2地区）につき、新料金における想定費用が、旧料金の実績費用を考慮していない可能性があると考えられたため、次頁にて追加確認を行った。

追加確認要否	事業者名	原価算定方式	費用（千円）			
			2018～2020年度の 想定3年平均	2018～2020年度の 実績3年平均	2021年度の 実績見込み	新料金の 想定3年平均
不要	釧路ガス	総括原価	1,368,165 ^{※1}	1,568,412	1,728,082	1,657,952
	秋田県天然瓦斯輸送	総括原価	255,425	231,267	285,427	233,907
	東海ガス (焼津・藤枝・島田地区)	総括原価	2,460,427	2,160,170	2,110,770	2,029,516
	四国電力	総括原価	4,542 ^{※3}	4,492 ^{※3}	6,716	3,401
	久留米ガス	総括原価	1,029,418 ^{※1}	940,628	889,303	936,486
	九州ガス	総括原価	1,104,352 ^{※1}	1,014,342	944,136	946,747
	大分ガス	総括原価	2,168,059 ^{※1}	2,115,481	1,929,485	1,770,881
要確認	関西電力（堺地区）	総括原価	129,470 ^{※2}	92,362 ^{※2}	92,732	129,256
	関西電力（姫路地区）	総括原価	723,122 ^{※2}	438,260 ^{※2}	452,783	739,002

※1 原価算定期間である2017～2019年度の数値の平均

※2 原価算定期間である2019～2021年度の数値の平均

※3 原価算定期間である2019～2020年度の数値の平均

※※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

(参考) ②-2. 新料金における費用の確認

第25回料金制度専門会合（2022年11月14日）
資料4より抜粋

- 新料金における想定費用が、旧料金の実績費用を考慮していない可能性があると考えられた1社（2地区）から、想定費用の合理性を聴取したところ以下のとおり。
- 新料金において計上している費用のうち、導管の延伸については一定の不確実性が伴うとのことであるが、当該事業者は導管延伸の可能性を追求しており、合理的な費用と認めても良いと考えるがどうか。

事業者名	費用（千円）				
	2019～ 2021年度の 想定3年平均	2019～ 2021年度の 実績3年平均	2021年度の 実績見込み	新料金の 想定3年平均	旧料金における実績費用が旧料金の想定費用を下回るにもかかわらず、 新料金の想定費用が旧料金における実績費用を上回る合理的な理由 （事業者へのヒアリング結果）
関西電力 （堺地区）	129,470	92,362	92,732	129,256	（旧料金における実績費用が旧料金の想定費用を下回った理由） ➢ 当該期間中に減価償却費の算定方法を定率法から定額法に改めたため。 ➢ 原価算定時に見込まれていた大口修繕に係る費用が、実施方法の変更により一部不要となったため。 ➢ <u>新規顧客向けに導管の延伸を行う可能性があるため、導管新設に先立つ埋設物調査等に関する委託費に係る予算を計上したが、実際には導管延長計画が開始されなかったため。</u> （新料金の想定費用が旧料金における実績費用を上回る理由） ➢ <u>今後、新規顧客向けに導管の延伸を行う可能性があるため、導管新設に先立つ埋設物調査等に関する委託費に係る予算を計上するもの。</u>
関西電力 （姫路地区）	723,122	438,260	452,783	739,002	（旧料金における実績費用が旧料金の想定費用を下回った理由） ➢ 当該期間中に減価償却費の算定方法を定率法から定額法に改めたため。 ➢ <u>新規顧客向けに導管の延伸を行う可能性があるため、導管新設に先立つ埋設物調査等に関する委託費に係る予算を計上したが、実際には導管延長計画が開始されなかったため。</u> （新料金の想定費用が旧料金における実績費用を上回る理由） ➢ <u>今後、新規顧客向けに導管の延伸を行う可能性があるため、導管新設に先立つ埋設物調査等に関する委託費に係る予算を計上するもの。</u> ➢ 既に予定されている導管延伸により、減価償却費が増加するもの。

※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

- 第25回会合（2022年11月14日）において、料金値下げ内容が妥当とは言い切れない事業者について以下の御指摘をいただいた。

委員からの御指摘事項

- ……新規の需要が獲得できて、導管は延伸しなければいけないような新規の需要が獲得できて、そのときには延伸をしなければいけないのだけれども、そのために調査が必要です。それは確かにそうなのでしょう。だけど、これは具体的にどんな顧客が取れそうなのかとかいうこと、どの地区で取れそうなのかということの具体性は一切なく、単にその可能性があるといっているだけなんですよね。だから、そもそも前の3年間の原価にこんな不確かでない加減なものが入っていたということ自体が相当おかしいと思うんですけれども、百歩譲って、でも可能性というのはある程度あったのだから入れるということ。百歩譲ってそれが正当だったとしても、実績ではそれは支出されなかったわけですよね。……
（中略）それは、前の年度にやるべきだったことを繰り延べたら、2回同じ投資というので計上されて、ちゃんと誠実に計画どおり見通したら1回分しか認められないなんて、そんなむちゃなことって本当に認められるのでしょうか。これは料金原価という考え方に著しく反するというか、私たちが普通、常識と思っていたものと著しく反する発想だと思います。（松村委員）
- ……これまでのところで想定していた費用は回収し終わっていて、新たに原価に入れる必要はないと説明されていると思ったので、特段何か追加的な埋設工事の調査などが必要でもなければ、原価から除くのが適切と思いました。（圓尾委員）

今般の料金改定届出内容の確認結果

- 2023年4月1日の料金改定の内容は、下表のとおり。
- 今般の料金改定においては、堺地区と姫路地区でそれぞれ-92.6%と-48.9%の値下げを行っている。

事業者名	2022年度の料金		2023年4月1日以降の新料金	
	想定単価 (円/m ³) (A)	実績単価 (円/m ³) (B)	平均単価 (円/m ³) (C) ※1	料金改定率※2
関西電力 (堺地区)	2.42	-0.24	0.18	-92.6%
関西電力 (姫路地区)	3.60	2.41	1.84	-48.9%

※1 平均単価 = 新料金の想定費用 / 新料金の想定需要量

※2 料金改定率 = (C - A) / A × 100

※※ 本表は聴取した情報を元に事務局で作成。

2023年度単年における乖離率について

- 関西電力堺地区、姫路地区の2023年度単年での乖離率（見込み）※1は以下のとおり。次頁以降で、需要量、費用それぞれの実績（見込み）と想定の確認結果を記載する。

事業者名	2023年4～9月の乖離率			2023年4月～2024年3月の乖離率（見込み）		
	想定単価 (円/m ³) (A)※ 1	実績単価 (円/m ³) (B)	乖離率 ※ 2	想定単価 (円/m ³) (A')※ 1	実績見込み単価 (円/m ³) (B')	乖離率 見込み ※ 3
関西電力 (堺地区)	0.32	0.81	151.2%	0.18	0.36	97.7%
関西電力 (姫路地区)	1.73	2.21	27.9%	1.93	2.14	10.9%

※ 1 2023年4月1日付け提出された託送供給約款に基づく想定単価
※ 2 乖離率 = (B - A) / A × 100
※ 3 乖離率見込み = (B' - A') / A' × 100
※※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

2023年度の費用の妥当性の確認

- 今般の料金改定において、新規顧客の獲得を想定した導管の延伸に要する費用を想定費用に盛り込んでいないことを確認した。
- 各地区の2023年度の費用について、想定と実績（見込み）の比較をしたところ、その結果は以下の表のとおり。

事業者名	費用（千円）					
	実績値のみで比較(4～9月のみ)			実績見込み値を含む比較（4～3月）		
	2023 年度 想定	2023 年度 実績	2023年度 実績と想定 のずれ	2023 年度 想定	2023 年度 実績 見込	2023年度 実績見込と 想定 のずれ
関西電力 (堺地区)	9,740	10,089	3.58%	18,304	16,849	-7.95%
関西電力 (姫路地区)	228,058	220,651	-3.25%	497,994	476,092	-4.40%

※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

2023年度の費用の妥当性の確認

- 新料金における2023年度中の想定、実績見込みと比較してずれがあったため、要因を確認したところ以下の通りであった。

事業者名	費用（千円）		
	実績値のみで比較 （4～9月のみ）	実績見込み値を含む 比較（4～3月）	2023年度4-9月、4-3月それぞれの 新料金の想定費用と実績のずれが起こった要因
	2023年度 実績と想定とのずれ	2023年度 実績見込と 想定とのずれ	
関西電力 （堺地区）	3.58%	-7.95%	・事業者間精算収益が想定よりも減少したため、2023年度4-9月の想定費用に対して実績が高くなった。 ・ガス託送部門が赤字予想に転じたことにより、法人税等を0で見込んでおり、想定とのずれはその分の費用減によるもの。
関西電力 （姫路地区）	-3.25%	-4.40%	・ガス託送部門が赤字予想に転じたことにより、法人税等を0で見込んでおり、想定とのずれはその分の費用減によるもの。

2023年度の需要量の妥当性の確認

- 各地区の2023年度の需要量について、実績（見込み）と想定と比較をしたところ、その結果は以下の表のとおり。
- いずれも、2023年度需要量の実績（見込み）は、想定を下回っていた（実績単価は上がる方向）。

事業者名	需要量（千m ³ ）											
	実績値のみで比較（4～9月のみ）						実績見込み値を含む比較（4～3月）					
	（参考） 2020 年度 実績	（参考） 2021 年度 実績	（参考） 2022 年度 実績	2023 年度 想定	2023 年度 実績	2023 年度 実績と 想定 の ずれ	（参考） 2020 年度 実績	（参考） 2021 年度 実績	（参考） 2022 年度 実績	2023 年度 想定	2023 年度 実績（見 込み）	2023 年度 実績（見 込み）と 想定 の ずれ
関西電力 （堺地区）	33,123	34,657	35,964	30,240	12,472	-58.8%	71,092	88,643	74,384	64,356	46,587	-27.6%
関西電力 （姫路地区）	87,553	105,041	98,268	131,726	99,658	-24.3%	185,091	207,251	198,815	254,914	222,846	-12.6%

※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

2023年度の需要量の妥当性の確認

- 今般の料金改定において、新料金における想定需要量が過去 3 年間の需要量実績や今後の需要量見込みよりも下がる 2 社について、要因を確認したところ以下の通りであった。（需要量が減少することで単価は上がる方向）

事業者名	需要量（千m3）
	新料金の想定需要量より、実績（見込みを含む）が低い理由
関西電力 （堺地区）	託送供給依頼者を通じた需要家へのヒアリングに基づき、需要量が減少する想定をしたものの、需要家の稼働が想定以上に減少したため。
関西電力 （姫路地区）	託送供給依頼者を通じた需要家へのヒアリングに基づき、需要量が増加する想定をしたものの、需要家の稼働が想定ほど増加しなかったため。

今般の料金改定届出内容の確認結果（まとめ）

● 前頁までの確認結果を踏まえ、関西電力（堺地区、姫路地区）の2023年度の料金値下げについては不適当とは言い切れないと考えられる。

事業者名	2023年4～9月の乖離率			2023年4月～2024年3月の乖離率（見込み）		
	想定単価 (円/m ³) (A)※ 1	実績単価 (円/m ³) (B)	乖離率 ※ 1	想定単価 (円/m ³) (A') ※ 1	実績見込み単 価 (円/m ³) (B')	乖離率 見込み ※ 3
関西電力 (堺地区)	0.32	0.81	151.2%	0.18	0.36	97.7%
関西電力 (姫路地区)	1.73	2.21	27.9%	1.93	2.14	10.9%

※ 1 2023年4月1日付け提出された託送供給約款に基づく想定単価
※ 2 乖離率 = (B - A) / A × 100
※ 3 乖離率見込み = (B' - A') / A' × 100
※※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。